

令和6年度進行管理 戦略点検シート

◎基本政策 2 健康で安心な生活基盤の整備

主要課題 No. 25 生活困窮者の自立支援

●4年後の目指す姿・計画期間の方向性●

主要課題の戦略シートで設定している「4年後の目指す姿」と「計画期間の方向性」を転記しています。

4年後の目指す姿	生活困窮者が、個々の状況に応じた効果的な支援を受け、社会的・経済的に自立した生活を送っている。
計画期間の方向性	○個々の状況に応じた包括的・継続的な支援 生活困窮者やひとり親家庭の親が、社会的・経済的に自立できるよう、本人の状況に応じた、包括的・継続的な支援を行います。

事業費（令和5年度） 上段：実績 下段：当初予算

1 どのような事業で何をしたか（実績）

戦略シートの課題の解決手段として紐づけた計画事業について、「何をしたか」「何がどうなったか」を記しています。

事業番号	事業名称	所管課	事業の持つ役割	事業費(千円)
100	生活困窮者自立支援相談事業	生活福祉課	生活困窮者の自立を促進する。	9,437千円 (51,664千円)
	主な取組実績			
	① 住居確保給付金支援事業	件	R4(2022) 64 R5(2023) 21	
	② 自立相談支援事業	件	393 295	
	③ 家計相談支援事業	件	38 29	
R5(2023)	新型コロナウイルス感染症の5類移行の影響により実績は減少していますが、令和5年度の各件数はコロナ禍以前を上回っています。			
101	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	生活福祉課	ひとり親家庭の父母の社会的・経済的自立を図る。	9,064千円 (7,291千円)
	主な取組実績			
	① 高等職業訓練促進給付金事業の支給件数	件	R4(2022) 6 R5(2023) 8	
	② 自立支援教育訓練給付金事業の支給件数	件	0 1	
③ 自立支援教育訓練給付金事業の指定件数	件	0 2		

●特記事項（実績の補足）

2 社会ではどのような動きがあったか（社会環境等の変化）

人口の増減や、国や都の動きなど、主要課題の背景に関して「何があったか」「今後予想される」等の社会の変化を捉えています。

チェック	チェック項目
有	主要課題に関連する法改正があった（今後、法改正がある）
有	主要課題に影響を及ぼす変化等があった（今後、変化等の可能性がある）

令和5年12月に、国の社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の最終報告が出され、制度間の壁や従来の「支える側」「支えられる側」の枠組みを超え、一人ひとりが尊厳を保持された自律的な生の達成になるような「地域共生社会」の理念とともに、広く地域住民の理解を得ていくことが重要であると示され、6年4月17日に、改正生活困窮者自立支援法などが成立しました。

なお、就職に有利な資格取得の支援として実施している母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業については、今後、対象者の所得要件の緩和や支給割合・支給方法について国の見直しがある予定です。

3 成果や課題は何か（点検・分析）

1と2に基づき、計画期間の方向性ごとに「課題解決にどのような成果があったか」「成果が出ない要因は何か」「新たな課題が生じていないか」などを点検・分析します。

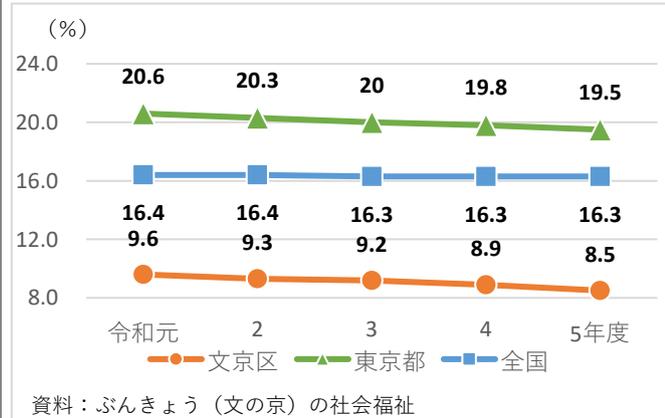
〇個々の状況に応じた包括的・継続的な支援

コロナ禍において、生活困窮世帯への様々な国施策が展開されたことにより、新たな相談者層や孤立・孤独問題の深刻化、支援ニーズの多様化が見られています。また、自立相談支援機関が認知され、関係機関と連携するケースが増えてきています。

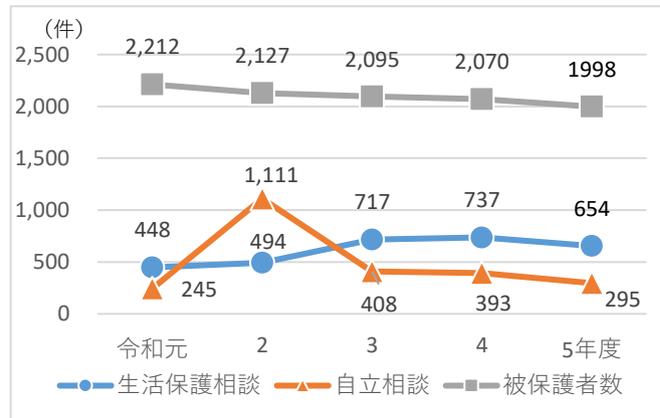
一方で、自立相談支援機関の業務がコロナ関連の様々な支援策の案内や、特例的な給付や貸付など多くの対応に追われた結果、従来の伴走型支援の実践の経験がない支援者が増加しています。

母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業については、ひとり親家庭へのチラシの配布やホームページ掲載などの事業の周知を行った結果、資格取得に向けての相談、資格取得中の生活相談や資格取得後の就労相談と継続的な相談支援の増加につながっています。

●生活保護受給者の推移（保護率）



●生活保護及び生活困窮に関わる相談件数の推移



【SDGsの視点】

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>生活困窮者個々の状況に応じ、適切な制度利用や支援につなげられるよう、効果的な相談支援を実施するとともに、就職に有利な資格取得を目指した事業を行っています。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>住居確保給付金の受給世帯に18歳以下の子どもがいる場合には、子ども宅食が利用できるように周知をしています。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>現に経済的に困窮している方のみではなく、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者も含めて、生活困窮者自立相談支援事業の対象として相談支援事業を実施しています。</p>
<p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<p>多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う支援会議を設置しています。</p>

4 今後どのように進めていくか（展開）

3を踏まえ、「何の対応が必要か」「何をどのようにしていくか」など、次年度以降の戦略としての進め方を記しています。

複合的な課題を含むケースへの対応や孤立・孤独問題の深刻化、支援ニーズの多様化等の課題については、令和7年度より実施される重層的支援体制整備事業と自立相談支援事業の連携が図れるよう、包括的な支援体制整備を進めていくことが必要となります。

また、複合的な課題を含むケース等への適切な相談支援を実施するため、研修受講による支援員の資質向上と合わせ、都の支援者専用相談ラインの活用を図ります。

ひとり親家庭の相談支援については、母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業に関するだけでなく、関係機関と連携を図りながら、個々の状況に応じた自立に向けた支援をしていきます。

5 次年度、事業をどうするか（事業の見直し）

4を踏まえ、主要課題に紐づけられている個々の計画事業の次年度の検討の方向性を、「継続」「レベルアップ」「縮小」「統合・分割」「計画変更」「事業終了」で記します。

事業番号	計画事業名	所管課	次年度の方向性
100	生活困窮者自立支援相談事業	生活福祉課	継続
101	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	生活福祉課	継続